

ごみ焼却施設建設工事

優先交渉権者決定基準書

平成 29 年 12 月

有明生活環境施設組合

有明生活環境施設組合 ごみ焼却施設建設工事

優先交渉権者決定基準書

目 次

1	優先交渉権者選定の審査手順	1
1)	優先交渉権者決定基準書の位置付け	1
2)	審査の手順	1
3)	審査の流れ	2
2	プロポーザル参加資格審査	3
1)	審査方法	3
2)	審査する内容	3
3	技術提案書の基礎審査	3
1)	審査方法	3
2)	審査する内容	3
4	技術提案書の特定要求事項及び見積価格の総合審査	3
1)	総合審査の基本方針	3
2)	審査の方法	3
3)	審査項目及び配点	4
4)	技術提案書（特定要求事項）の得点化の基準	4
5)	審査項目に対する評価の視点、区分及び配点	5
6)	定量評価の基準	10
7)	総合評価点数の算出方法	12

1 優先交渉権者選定の審査手順

1) 優先交渉権者決定基準書の位置付け

有明生活環境施設組合(以下「本組合」という。)は、ごみ焼却施設建設工事(以下「本工事」という。)を実施する。

この優先交渉権者決定基準書は、本工事に係るプロポーザル説明書等に基づきプロポーザルに参加を希望する者(以下「参加者」という。)から提出された技術提案書等を客観的に審査する基準として示すものである。

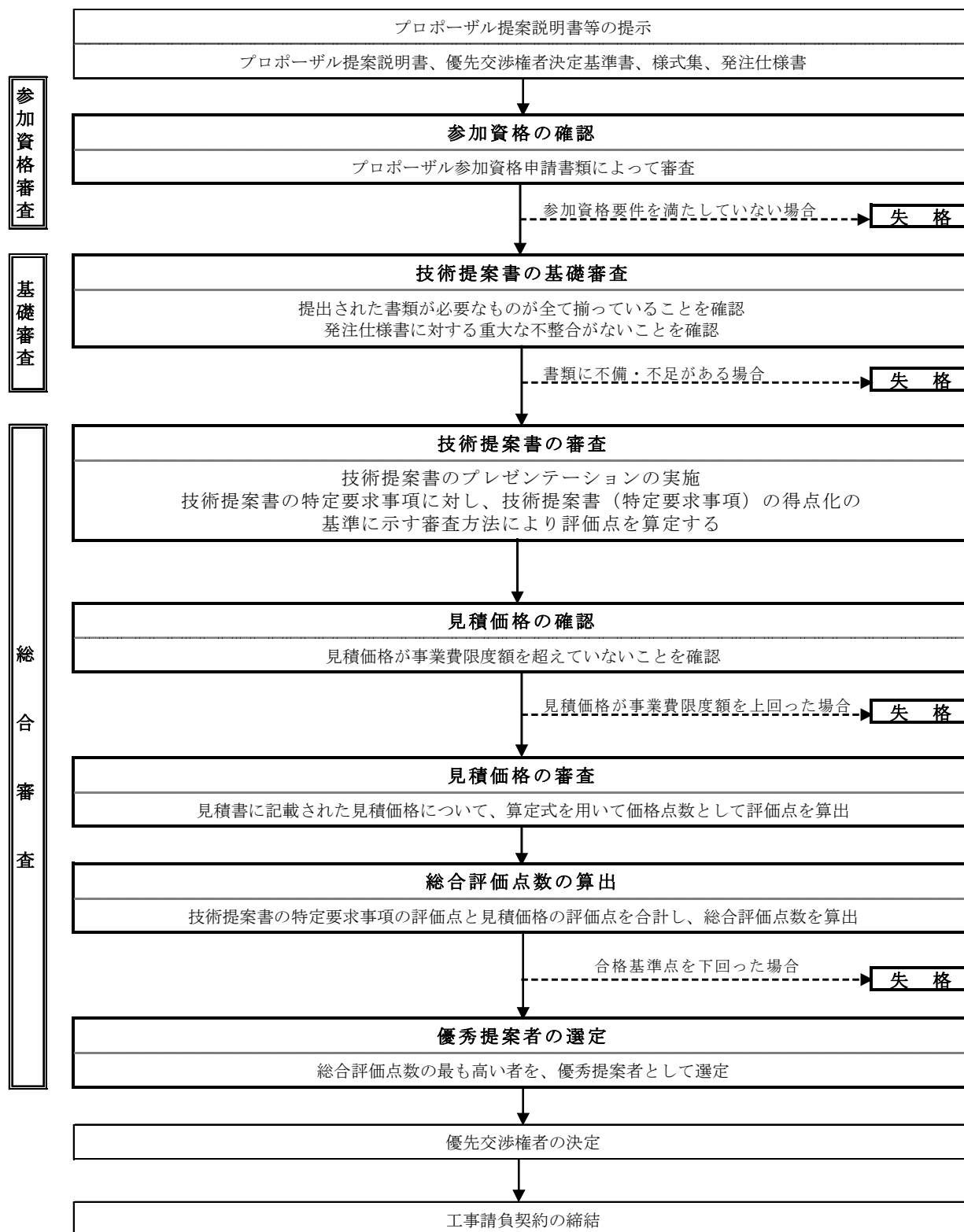
2) 審査の手順

本工事に係るプロポーザル参加資格の審査から、優先交渉権者決定までの審査手順は次のとおりとする。

- ① プロポーザル参加資格の審査
- ② 技術提案書の基礎審査
- ③ 技術提案書及び見積価格の総合審査
 - ・ 技術提案書(特定要求事項)の審査
 - ・ 見積価格の確認
 - ・ 見積価格の審査
 - ・ 総合評価点数の算出
 - ・ 優秀提案者の選定
- ④ 優先交渉権者の決定

3) 審査の流れ

審査の流れを以下に示す。



2 プロポーザル参加資格審査

1) 審査方法

本工事のプロポーザル参加を希望する者から提出されるプロポーザル参加表明書及びプロポーザル参加資格審査申請書により、参加者の備えるべきプロポーザル参加資格要件（以下「プロポーザル参加資格要件」という。）を満たしているか審査を行う。審査の結果、プロポーザル参加資格要件を満たしていない者は参加できない。

2) 審査する内容

参加者が参加資格要件を満たしていること。

3 技術提案書の基礎審査

1) 審査方法

技術提案書の構成等が総合審査に支障がないことを確認する。この結果、書類の不備・不足が確認された場合は失格とする。

2) 審査する内容

- ① プロポーザル提案説明書に示した提出書類が全て揃っていること。
- ② 提出書類がプロポーザル提案説明書に示した方法で提出されていること。
- ③ 発注仕様書に対する重大な不整合（性能に関する不整合、同一事項に対する2通り以上の提案、提案事項の齟齬・矛盾等）がないこと。

4 技術提案書の特定要求事項及び見積価格の総合審査

1) 総合審査の基本方針

本工事の目的を実現する上で必要な事項を審査項目とし、提案内容の得点化を図ることにより、客観的な視点から最も優秀な提案を選定する。

2) 審査の方法

参加者から提出された技術提案書の特定要求事項の内容及び見積価格について、審査項目ごとに評価点を算出し、それらを合計した総合評価点数の最も高かったものを、優秀提案者として選定する。

① 技術提案書の特定要求事項の提案内容の審査

提案内容について、優先交渉権者決定基準書に示す得点化の基準に基づき、評価点の算定を行う。なお、評価点の算定に当たって参加者によるプレゼンテーションを実施する。

② 見積価格の確認

見積価格が事業費限度額を超えていないことを確認する。
見積価格が事業費限度額を超えている場合は失格とする。

③ 見積価格の審査

見積価格について、優先交渉権者決定基準書に示す得点化の算定式に基づき評価点の

算定を行う。

④ 総合評価点数の算出

技術提案書の特定要求事項の評価点と見積価格の評価点を合計して総合評価点数を算出する。

総合評価点数の合格基準点を630点以上とし、合格基準点を下回った場合は失格とする。

⑤ 優秀提案者の選定

総合評価点数の最も高い者を優秀提案者として選定する。

⑥ 優先交渉権者の決定

本組合は優秀提案者として選定された者を優先交渉権者とする。

3) 審査項目及び配点

審査項目の配点の概要は、次のとおりとする。

第1表 配点の概要

技術提案書の特定要求事項の評価点	600点
見積価格の評価点	400点
合計	1,000点

4) 技術提案書（特定要求事項）の得点化の基準

技術提案書の特定要求事項の内容に対し、審査項目を定性区分と定量区分に分類し評価する。

定性区分の評価は第2表、定量区分の評価は第3表のS～Dの5段階評価基準に従い評価を行う。

第4表及び第5表の審査項目ごとに評価を行い、審査項目の配点に対し、その評価率を乗じた点数を付与する。得点は、算出された点数の小数点第1位を四捨五入する。

なお、定量区分の評価は第6表～第9表に示す個別の定量評価の基準による。

第2表 定性区分の評価基準

評価段階	技術提案書の評価基準	評価率 (%)
S	当該評価項目において、発注仕様書を十分に理解した具体的な提案であり、非常に大きな効果が期待できる。	100
A	当該評価項目において、発注仕様書を十分に理解した具体的な提案であり、大きな効果が期待できる。	80
B	当該評価項目において、発注仕様書を理解した提案であり、一定の効果が期待できる。	60
C	当該評価項目において、発注仕様書を理解した程度であり、提案内容の効果が把握できない、又は期待できない。	40
D	当該評価項目において、発注仕様書に対する具体的な提案が認められない。	0

第3表 定量区分の評価基準

評価段階	技術提案書の評価基準	評価率 (%)
S	個別の定量評価の基準による。	100
A	個別の定量評価の基準による。	80
B	個別の定量評価の基準による。	60
C	個別の定量評価の基準による。	40
D	個別の定量評価の基準による。	0

5) 審査項目に対する評価の視点、区分及び配点

審査項目に対する審査の視点、区分及び配点は以下のとおりとする。

第4表 特定要求事項① 施設整備の基本方針に対する計画の審査項目及び配点表

審査項目			評価の視点 (提案を求める事項)	区分	配点		対応する様式
大項目	中項目	小項目					
環境保全対策を優先した施設に関する事項 (100点)	施工中の環境保全対策に関する配慮 (15点)	周辺の農水産業及び周辺環境に対して、施工中の影響を削減するために有効な対策がなされているか。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 施工中の各段階において、周辺の農業へ想定される影響と対策 ■ 施工中の各段階において、周辺の水産業へ想定される影響と対策 ■ 施工中の各段階における下記への対策 <ul style="list-style-type: none"> ● 敷地周辺道路汚染・損傷防止対策 ● 地元車両とのトラブル防止対策 ● その他想定すべき周辺環境保全対策 	定性	15	100	7-2-1
		温室効果ガス削減への配慮 (35点)	温室効果ガス排出量の有効な削減対策がなされているか。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 設備装置の選定・構成上の工夫点 ■ 運転制御の工夫点 	定性		20
	環境保全に対する配慮 (50点)	本施設から排出される二酸化炭素の量。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 廃棄物処理部門における温室効果ガス排出抑制等指針の「エネルギーの使用及び熱回収に係る年間CO₂排出実績の算出」に沿って算出 	定量	15		7-2-3
		稼働開始後の環境保全(排ガス、粉じん、騒音、振動、悪臭)に有効な対策がなされているか。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 下記に対する設計・運転制御の対策 <ul style="list-style-type: none"> ● 排ガス ● 粉じん ● 騒音・振動 ● 悪臭 	定性	20		
		周辺の農水産業及び観光施設に対して、稼働開始後の影響を削減するために有効な対策がなされているか。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 周辺の農業へ想定される影響と対策 ■ 周辺の水産業へ想定される影響と対策 ■ むつごろうランドへ想定される影響と対策 ■ ひまわり園へ想定される影響と対策 	定性	15		
		最終処分場への負荷を低減するために有効な対策がなされているか。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 最終処分量を極力削減するための対策 ■ ごみ質の変化に関わらず、焼却灰・飛灰の性状を安定化させるための対策 	定性	15		
		省エネルギー化に対する対策 (65点)	エネルギー回収の効率向上のための有効な対策がなされているか。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 設備装置の設計上の工夫点 ■ 運転制御の工夫点 	定性		
省エネルギー化のための有効な対策がなされているか。	本施設のエネギー回収率。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 基準ごみにおけるエネルギー回収率によって算出 	定量	15			
	余熱利用に対する対策 (35点)	余熱利用を安定化させるための有効な対策がなされているか。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 設備装置の設計上の工夫点 ■ 運転制御の工夫点 	定性	25	100	7-2-5
<ul style="list-style-type: none"> ■ はたき海苔等資源化施設へ安定的に温水供給を行うための設計・運転制御の工夫点 ■ はたき海苔等資源化施設へ温水供給を行っている期間に、発電量や場内熱利用量を可能な限り確保するための設計・運転制御の工夫点 ■ はたき海苔等資源化施設へ温水供給を行っている期間に、はたき海苔等資源化施設の熱エネルギー利用量が短時間に変動した場合でも、速やかに、発電量や場内熱利用量を安定化させるための設計・運転制御の工夫点 			定性	35			

審査項目			評価の視点 (提案を求める事項)	区分	配点		対応する様式
大項目	中項目	小項目					
ごみを安全かつ安定的に処理できる施設に関する事項 (100点)	全体工事計画及び施工計画 (20点)	円滑かつ安全に施工するための計画がなされているか。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 計画を立案する上での配慮点 ■ 工程を遵守するための対策 	定性	20	100	7-2-6
	安定稼働性に対する対策 (60点)	ごみ量・ごみ質の変動に対する有効な対策がなされているか。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 短期間（半日～1日程度）でのごみ質変動に対応するための運転制御の工夫点 ■ 長期間（年単位）でのごみ量・ごみ質変動に対応するための設計・運転制御の工夫点 ■ 低負荷運転時の対策と工夫点 	定性	20		7-2-7
		トラブル発生時の対応に対する有効な対策がなされているか。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 想定されるトラブルと下記の対応策 <ul style="list-style-type: none"> ● 早期発見するための設計・運転制御の対策 ● 被害拡大を防止するための設計・運転制御の対策 	定性	20		
		点検・補修の利便性確保に対する有効な対策がなされているか。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 日常点検を容易に行うための点検ルートの工夫点 ■ 点検時における運転員のダイオキシン類ばく露防止を図るための、設計上の工夫点 ■ 定期補修時に工場棟へ資機材を容易に搬入出するための工夫点 ■ 定期補修時の仮設資機材設置スペースを確保するための工夫点 ■ 定期補修に伴う炉の停止期間を可能な限り短縮するための、設計上の工夫点 	定性	20		
災害に対する対策 (20点)	自然災害に対する有効な対策がなされているか。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 下記に対する設計・構造・配置上の工夫点 <ul style="list-style-type: none"> ● 耐震性 ● 耐水性 ● 耐浪性 ● 耐風性 	定性	20	7-2-8		

審査項目			評価の視点 (提案を求める事項)	区分	配点		対応する様式
大項目	中項目	小項目					
周辺環境と地域に調和する施設に関する事項 (100点)	全体配置計画・動線計画 (40点)	来場者等の安全性・利便性に配慮した計画がなされているか。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 下記に対する屋外配置・動線の工夫点 ● 施設利用者（搬入者、見学者等） ● ひまわり園への通行者 	定性	20	100	7-2-9
		搬入出車両による敷地出入口周辺の混雑等を軽減するための有効な対策がなされているか。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 搬入出車の動線の工夫点 ■ 搬入車の滞車スペースを確保する上での工夫点 	定性	20		
	意匠・景観計画 (25点)	周辺環境に調和する意匠・景観計画がなされているか。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 柳川市景観条例に合致させる上での工夫点 ■ 周辺の観光施設（ひまわり園、むつごろうランド）との調和を図る上での工夫点 	定性	25		7-2-10
	環境教育・情報発信計画 (35点)	環境教育に役立つ対策がなされているか。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 本施設周辺の環境関連施設（下水道終末処理場、リサイクル施設[柳川市にて整備予定]）と一体的な環境教育の場を提供するための工夫点 ■ 見学者に配慮した展示及び学習プログラムの具体的提案 	定性	20		7-2-11
		見学者ルート、見学スペースが考慮されているか。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 下記に対する見学ルート、見学スペース、見学者安全確保上の工夫点 ● 小学生等の多人数での見学時 ● 障がい者や高齢者の見学時 	定性	15		
経済性に優れた施設及び管理運営体制に関する事項 (100点)	維持管理計画 (75点)	用役の具体的な削減対策がなされているか。	■ 各種用役（電気、水、燃料、各種薬品）使用量を削減するための、設備構成・運転制御の工夫点	定性	25	100	7-2-12
		調達が容易な用役を使用しているか。	■ 特殊な用役（薬剤等）を用いずに、一般的な価格で調達可能な用役（薬剤等）を用いているか。	定性	25		
		長期使用（30年以上）を可能にするための有効な提案がなされているか。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 下記に対する設計・構造上の工夫点 ● プラント機械設備 ● 電気設備（建築・プラント） ● 建築物 ● 建築設備 ● 外構設備 ● 稼働後20年程度での大規模な補修工事への対応 	定性	25		
	人員配置計画 (25点)	必要人員	■ 運転管理に必要な人員を適正に確保するための設備構成・運転制御の工夫点	定性	25		7-2-13

第5表 特定要求事項② 地域特性に配慮した計画の審査項目及び配点表

審査項目			評価の視点 (提案を求める事項)	区分	配点		対応する様式
大項目	中項目	小項目					
地域特性に配慮した計画に関する事項 (100点)	軟弱地盤（有明粘土）に対する計画 (50点)	軟弱地盤を考慮した仮設計画がなされているか。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 仮設計画を立案する上での配慮点 ■ 安全に施工するための対策 	定性	15	100	7-3-1
		軟弱地盤を考慮した地盤沈下防止対策がなされているか。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 敷地内の地盤沈下を抑制するための対策 ■ 完成後の敷地内周回道路の変形を抑制するための対策 	定性	15		
		軟弱地盤を考慮した杭の打設計画がなされているか。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 杭を正確に打設するための対策 ■ 施工中のチェック項目・確認手法 	定性	20		
	地域貢献への配慮 (50点)	地元産資材を活用するための配慮がなされているか。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 本組合圏内で調達可能な資材（2次製品含む）の活用額 	定量	25	7-3-2	
		地元企業を活用するための配慮がなされているか。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 下請け工事における本組合圏域内の建設業者等の活用額 	定量	25		

6) 定量評価の基準

定量評価における評価の基準、評価段階は以下のとおりとする。

第6表 定量評価の基準① (二酸化炭素の排出量)

審査項目	年間二酸化炭素排出量		
審査方法			
<p>廃棄物処理部門における温室効果ガス排出抑制等指針の「エネルギーの使用及び熱回収に係る年間CO₂排出実績の算出」に沿って算出して基準値及び定量化限度値を設ける。 基準値は一般焼却対象ごみに対する処理能力(81.8t)より算出した361kg-CO₂/tに設定する。 定量化限度値は基準値に対して8.0%削減した332kg-CO₂/tに設定する。 定量化限度値(332kg-CO₂/t)以上の削減を提案したものに評価率100%を付与し、基準値の2.0%以上4.0%未満を提案した者は40%付与する。基準値(361kg-CO₂/t)に対する排出量の削減率は小数第2位を四捨五入した値とする。なお、提案するCO₂排出量は、一般焼却対象ごみに対する排出量とする。</p> <p>基準値：$y = -2401 \log(x) + 820$ 以下 y：目安(kg-CO₂/t-焼却ごみ)、x：処理能力(t) 算出基準：基準値に対する削減率 = $1 - (\text{参加者の排出量} \div \text{基準値})$</p>			
評価段階	年間二酸化炭素排出量	基準値に対する削減率(%)	評価率(%)
S	定量化限度値(332kg-CO ₂ /t)	8.0以上	100
A	—	6.0以上8.0未満	80
B	—	4.0以上6.0未満	60
C	—	2.0以上4.0未満	40
D	基準値(361kg-CO ₂ /t)	0以上2.0未満	0

第7表 定量評価の基準② (エネルギー回収率)

審査項目	エネルギー回収率		
審査方法			
<p>エネルギー回収型廃棄物処理施設整備マニュアルの「ごみ焼却施設のエネルギー回収率(発電効率+熱利用率)」に沿って算出して基準値及び定量化限度値を設ける。 循環型社会形成推進交付金の交付要件となっている、100t以下の施設によるエネルギー回収率の15.5%を基準値として設定する。定量化限度値は、150tを超え200t以下の施設のエネルギー回収率の17.5%を設定する。 定量化限度値以上の提案したものに評価率100%を付与し、16.0%以上16.5%未満を提案した者は40%を付与する。 基準値に対するエネルギー回収率は小数第2位を四捨五入した値とする。なお、提案するエネルギー回収率は基準ごみにおける年間平均の値とする。</p> <p>算出基準：エネルギー回収率 = 参加者のエネルギー回収率</p>			
評価段階	エネルギー回収率(%)	評価率(%)	
S	定量化限度値(17.5)	17.5以上	100
A	—	17.0以上17.5未満	80
B	—	16.5以上17.0未満	60
C	—	16.0以上16.5未満	40
D	基準値(15.5)	15.5以上16.0未満	0

第8表 定量評価の基準③（本組合圏内で調達可能な資材（2次製品含む）の活用額）

審査項目	本組合圏内で調達可能な資材（2次製品含む）の活用額		
審査方法			
<p>本組合圏内で調達可能な資材（2次製品含む）の活用額を算出して、基準額及び定量化限度額を設ける。 基準額を事業費限度額の3.5%に設定し、定量化限度額を事業費限度額の5.0%と設定する。 定量化限度額以上を提案した者に評価率100%を付与し、基準額未満を提案した者は0%とする。 基準値に対する本組合で調達可能な資材の活用額の比率は小数第2位を四捨五入した値とする。 算出基準：参加者の提案価格</p>			
評価段階	本組合圏内で調達可能な資材（2次製品含む）の活用額の比率（%）		評価率（%）
S	定量化限度額	5.0以上	100
A	—	4.5以上5.0未満	80
B	—	4.0以上4.5未満	60
C	—	3.5以上4.0未満	40
D	基準額	3.5未満	0

第9表 定量評価の基準④（下請け工事における本組合圏域内の建設業者等の活用額）

審査項目	下請け工事における本組合圏域内の建設業者等の活用額		
審査方法			
<p>下請け工事における本組合圏域内の建設業者等の活用額を算出して、基準価格及び定量化限度額を設ける。 基準額を事業費限度額の14%に設定し、定量化限度額を事業費限度額の20%と設定する。 定量化限度額以上を提案した者に評価率100%を付与し、基準額未満を提案した者は0%とする。 基準値に対する下請け工事における本組合圏域内の建設業者等の活用額の比率は小数第1位を四捨五入した値とする。 算出基準：参加者の提案価格</p>			
評価段階	下請け工事における本組合圏域内の建設業者等の活用額の比率（%）		評価率（%）
S	定量化限度額	20以上	100
A	—	18以上20未満	80
B	—	16以上18未満	60
C	—	14以上16未満	40
D	基準額	14未満	0

6) 見積価格の評価方法

見積書に記載された見積価格について、次の算定式により点数を算出し評価点を算出する。
また、価格評価点は400点とする。

第10表 見積価格の評価方法

審査項目	見積価格
審査方法	
事業費限度額と定量化限度額（事業費限度額の80%）を設定する。 定量化限度額以下を提案した者に評価率100%を付与する。 見積価格の評価点は小数第1位を四捨五入した値とする。	
算出基準	
見積価格が定量化限度額以下の場合 評価率 100% 評価点 400点	
見積価格が事業費限度額より低く定量化限度額より高い場合 評価点 = 見積価格の評価点（400点） × 定量化限度額 ÷ 参加者の見積価格	

7) 総合評価点数の算出方法

技術提案書の特定要求事項の内容に関する審査項目ごとの評価点の計及び見積価格の評価点を合計したものを総合評価点数とする。

総合評価点数の合格基準点を630点以上とし、合格基準点を下回った場合は失格とする。

$$\text{総合評価点数} = \text{技術提案書の特定要求事項の評価点} + \text{見積価格の評価点}$$